

高齢者はり・きゅう・マッサージ 施術費助成事業

高齢者の福祉向上を図るため、はり・きゅう・マッサージの施術に要する費用の一部を助成します。

対象者

本町に住所を有し、75歳以上の人で、住民税等の滞納がない人

助成枚数

1人につき12枚発行
(年度内に1人につき1回助成)

助成金額

1枚につき500円

申請方法

福祉課の窓口に来所の上、申請書を記入し、提出してください。
※滞納状況等確認のうえ発行します。

温水プールの利用料の助成

心身に障がいのある人等が、温水プールを利用することにより、身体機能の回復、運動能力・生活行動能力を高め、健康で明るい生活を送ることを目的に、温水プールの利用料の一部を免除します。

対象者

本町に住所を有し次に該当する人

- ① 身体障害者手帳、療育手帳を持つ人
- ② 医師が必要と認め、指示書を受けた人
- ③ 65歳以上で温水プールに会員登録されていて医師の指示書を受けた人
- ④ その他町長が必要と認めた人

免除額

- ① 該当者：利用料の50%
- ② 該当者：利用料の70%
- ③ 該当者：利用料の70%

持ち物

- 「印鑑」に加え、
- ① 該当者：各種手帳
 - ② 該当者：医師の指示書
 - ③ 該当者：医師の指示書

申請方法

福祉課の窓口に来所のうえ申請書を記入し、提出してください。

狂犬病予防注射

狂犬病とは？

動物に噛まれた傷口から狂犬病ウイルスが侵入し、狂犬病を発症します。現在でも治療法がないため、ほぼ100%死に至る人獣共通感染症です。

飼い犬については市町村への登録と、予防注射を行うように法律で義務付けられています。

もしも咬傷事故が発生した場合は、鳥取市保健所 生活安全課（☎0858-30-8551）へ必ず届けてください。

狂犬病予防注射

生後90日以上の子犬が年に一度受ける注射です。注射をした際は、福祉課の窓口で注射済票の交付申請を行うか、鳥取県東部地区の各動物病院で注射済票の交付を受けてください。

予防注射料

2,500円

注射済票交付料

500円

集合 予防 注射 の 日 程	実施日	時間	会場
	4月8日(火)	午前9時10分～9時25分	那岐地区公民館
		午前9時35分～9時50分	土師地区公民館
		午前10時10分～10時25分	富沢地区公民館
		午前10時35分～11時30分	総合センター
	4月11日(金)	午前9時30分～9時50分	山郷地区公民館
		午前10時10分～10時30分	山形第一地区公民館
		午前10時50分～11時	芦津部落事務所
	6月15日(日)	午前9時20分～9時45分	総合センター

おねがい

会場に来られる際は、首輪や口輪等をきちんとつけ、犬をしっかりとコントロールできる人が連れてきてください。万が一事故が起こった場合には、当事者同士の責任で対処をしてください。

1ヶ月以内に他のワクチンを注射した場合、あるいは妊娠中や授乳中、発情中、その他病気や体調不良などの異常が認められる場合には、その場での注射ができません。かかりつけの動物病院に相談して後日注射してください。

健康な犬でも数万頭に1頭の割合で、ワクチンによる痛みやショック死などの副反応が生じる場合があります。副反応は各会場では応急処置のみで、完全な治療はできません。ご了承いただけない場合などは、動物病院での注射をお勧めします。

問合せ先

保健センター福祉課

☎75-4101